

放置違反金納付命令に基づく車両の使用制限命令に関する事務処理要領の制定について（例規通達）

平成18年4月20日

佐本交指発第53号

改正 平成29年3月10日／佐本交企発第40号／佐本交指発第59号／佐本運免発第74号／

この度、放置違反金納付命令に基づく車両の使用制限命令に関する事務処理要領を次のとおり制定し、平成18年6月1日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

この要領は、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）、道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第390号）及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第97号）の施行に伴い、新たに制定された放置違反金納付命令に基づく車両の使用制限命令に関する事務処理要領について必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(1) 車両の使用者

車両を使用する権原を有し、その運行を支配し、管理する者のことをいう。法人の使用車両については、当該法人が車両の使用者として、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令を受ける客体となる。

(2) 基準日

公安委員会が車両の使用者に対し放置違反金納付命令をした場合において、当該放置違反金納付命令に係る標章が取り付けられた日をいう。

(3) 放置関係使用制限命令

法第75条第2項（同条第1項第7号に掲げる行為に係る部分に限る。）又は法第75条の2第2項の規定による命令をいう。

(4) 基準本抛

基準日における当該車両の使用の本抛をいう。

3 事務処理要領

(1) 放置駐車違反管理システムによる使用制限基準該当通報の受理

放置駐車違反管理システムにより、法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令の基準に該当する車両（以下「基準該当車」という。）については、警察庁から、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察に通報がなされるほか、同通報後、放置違反金納付命令が取り消されたことにより、基準に該当しないこととなった場合にも通報がなされることとなるので確実な通報の受理に努めること。

(2) 使用制限基準該当性の確認

ア 放置違反金納付命令書・使用制限書の確認

基準該当車について、警察庁から通報を受理した交通指導課は、当該車両に係る放置違反金納付命令書、使用制限書の写しと照らし合わせた上で、当該通報に誤りがないか否かを確認すること。

イ 基準該当車の現状確認

上記アにより、通報に誤りがないことを確認した場合は、当該基準該当車の使用者、使用の本拠の位置等について、変更がされていないかどうか、情報管理課照会センターに使用車両照会を行い、再確認すること。

(3) 車両使用制限命令事案報告書の作成

上記(2)により、基準該当車について法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令の基準を満たしており、県内に当該車両の使用の本拠があると認められる場合には、交通指導課において、下記(5)以下の要領に従い、使用制限命令の手続きを進めること。

なお、この場合、交通指導課長は、「車両使用制限命令事案報告書」（様式第1号）を作成し、事案の処理の経緯を明らかにしておくこと。また、使用制限命令の基準は満たすと認められるが、既に当該基準該当車の使用の本拠が他の都道府県に移転していると認められる場合においては、当該都道府県に事案を移送すること。

(4) 使用制限命令の基準を満たさないと認められる場合等の措置

基準該当車について法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令の基準を満たさないと認める場合、当該基準該当車が滅失している、又は使用者が変更されているなどにより使用制限命令を行うことができない場合は、手続きを打ち切ること。

(5) 処分量定

交通指導課長は、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づき公安委員会が定める

処分基準（以下「処分基準」という。）に基づき処分の量定を行うものとする。

(6) 地方運輸局からの意見聴取

交通指導課長は、使用制限命令をしようとする場合において、当該命令に係る車両の使用者が自動車運送事業者等であるときは、「車両の使用制限命令に関する意見照会書」（様式第2号）により、監督行政庁（佐賀運輸支局）の意見を聴くこと。

※ 自動車運送事業者等とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による自動車運送事業者（旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業を営業者）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者をいう。

(7) 聴聞手続

聴聞手続は、佐賀県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成7年佐賀県公安委員会規則第7号）に定めるところによるほか、次により行うものとする。

ア 処分基準に該当する使用者に対する聴聞の通知は、配達証明郵便により送付するものとする。

イ 聴聞は、処分事由、処分事由の原因となった動機その他必要な事項について行うものとする。

ウ 処分基準に該当する使用者が所在不明であるため、聴聞通知をすることができず、かつ、聴聞の公示をした日から30日を経過してもその者の所在が判明しないときは、聴聞を終結させることができる。

(8) 処分決定

ア 処分要件の再確認

処分を決定しようとする場合は、処分権者の決裁を受けようとする日の前日に、当該処分の基礎となる放置違反金納付命令について、取消が行われていないか再度確認を行うこととし、取消が行われていて処分要件を欠くこととなる場合は、手続を打ち切ること。

イ 聴聞後に使用の本拠の位置が他府県に移転された場合等の取扱い

聴聞後、処分決定前に、処分対象の使用の本拠の位置が他の都道府県に移転された場合は、当該都道府県警察に事案を移送すること。その際には、車両使用制限事案報告書の写し、処分量定に関する意見について記載した書類その他関係書類を送付すること。

(9) 処分執行

ア 処分執行者

処分の執行は、原則として、対象車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長が行うこととする。ただし、交通指導課長が実施しても差し支えないものとする。

イ 処分執行要領

(ア) 使用制限書の作成

交通指導課長は、処分決定をした事案につき、「車両の使用制限書」（様式第3号）を作成すること。この場合、車両の使用制限書には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条の規定による教示の文言を記載すること。

(イ) 使用制限書及び標章の送付

交通指導課長は、対象車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長に対して、使用制限書及び道路交通法施行規則第9条の15で定める様式の標章（以下「運転禁止標章」という。）を送付するものとする。ただし、交通指導課長において処分執行を行う場合は、この限りでない。

(ウ) 処分の執行

使用制限書及び標章の送付を受けた警察署長（交通指導課において処分執行する場合にあっては交通指導課長）は、速やかに当該処分に係る車両の使用者（以下「被処分者」という。）に対して、使用制限書を交付するとともに、当該処分に係る車両の前面の見やすい箇所に運転禁止標章をはり付けるものとする。

(エ) 処分執行結果の報告

処分執行を行った警察署長又は交通指導課長は、「車両使用制限処分執行報告書」（様式第4号）を作成することとし、警察署長にあっては、当該報告書を交通指導課長に送付するものとする。

(オ) 他の都道府県警察に対する処分執行依頼等

処分決定後、処分執行を行うまでの間に、対象車両の使用の本拠の位置が他の都道府県警察の管轄区域内に変更された場合は、変更先の都道府県警察に対し、「車両使用制限処分執行依頼書」（様式第5号）に使用制限書、運転禁止標章その他の関係書類を添付して処分の執行を依頼するものとする。また、他の都道府県から処分執行の依頼を受けた場合には、速やかに処分を執行するとともに、その結果を、前記国に準じて、処分執行の依頼をした都道府県警察に連絡するものとする。

(カ) 関係記録の保存

処分を執行した事案の関係書類は、処分年月日順に整理し、処分執行の日から3年間交通指導課において保存すること。

ウ 処分執行の留意事項

(ア) 被処分者又はこれに代わるべき者の立会い

処分執行は、被処分者又はこれに代わるべき代理人等の立会いを得て、これを行うことを原則とする。

なお、被処分者が法人の場合は必ずしも法人の代表者を立ち会わせることを要しないが、処分車両の属する営業所の長等処分車両の運行について責任を有する者を立ち会わせること。

(イ) 被処分者等が立会い等を拒否する場合の取扱い

被処分者等が、処分執行への立会いを拒否し、又は使用制限書の受領を拒否するなどの場合は、極力、被処分者等を説得して、処分執行を行うものとするが、被処分者等があくまでも処分執行手続に応じない場合においては、使用制限書を被処分者の自宅郵便受けに投函するなど、社会通念上被処分者の支配下に入ったと認められる状態にした上で、対象車両に運転禁止標章をはり付けることによって、処分執行を行うものとする。

この場合、特に、次の事項に留意すること。

- a 対象車両が被処分者の自宅駐車場等車両の運行を制限しても違法かつ迷惑にならない場所に所在している時に、処分執行を行うこと。
- b 被処分者等に対し、車両に運転禁止標章をはり付けること、使用制限期間中に当該車両を運行すること、又は運転禁止標章を取り除くことは、それぞれ罰則により処罰の対象になることを口頭で告げること。
- c 処分執行の状況については、確実に記録しておくこと。

(10) 運転禁止標章の除去

ア 運転禁止標章の除去申請の受理及び除去に関する事務については、原則として当該申請に係る車両の使用の本拠の位置等を管轄する警察署長が行うこととする。ただし、除去に関する事務については、交通指導課長が行っても差し支えないものとする。

イ 警察署長又は交通指導課長は、運転禁止標章の除去申請が行われた場合においては、提出された標章除去申請書及び添付書類を審査し、申請者が申請に係る車両の

使用について権原を有するものであり、かつ、当該車両を被処分者に使用させることがないことを確認した場合に、当該標章を除去するものとする。

(11) 処分についての警察庁への報告

交通指導課長は、処分が決定されたとき、及び処分執行が行われたときは、その旨及び処分の内容を、放置駐車違反管理システムにより、警察庁へ報告するものとする。

(12) 処分の実効性確保のための措置及び命令違反事件の検挙

ア 処分執行時の措置

処分執行の際には、運転禁止標章のはり付け状況及び対象車両の走行距離計の走行距離数を写真撮影等により記録し、処分期間中及び処分期間終了時に、必要に応じて、運転禁止標章のはり付け状況及び走行距離数に変化がないかどうかの確認ができるようにすること。

イ 命令違反事件の積極的な検挙

対象車両が処分期間中に運転されているのを現認した場合や、処分執行時と走行距離数に変化が見られる場合等命令違反（罰則：法第119条第1項第12号、同法第123条 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金）が疑われる場合は、現行犯逮捕等の措置も含め、積極的に捜査し、検挙の措置を講じること。

なお、命令違反の主体となるのは、被処分者である車両の使用者であるが、法第123条の規定により、当該使用者の代理人、使用人その他の従業者が、当該使用者の業務に関して対象車両を運転し又は運転させた場合は、その行為者も処罰の対象となることに留意すること。

ウ 処分期間終了時の運転禁止標章の取り除きについて

処分執行時に対象車両にはり付けた運転禁止標章は、処分期間終了時に、処分執行した警察署長又は交通指導課長が、担当職員をして取り除かせることを原則とする。

ただし、被処分者が十分に反省しており、処分期間修了後に被処分者自身に運転禁止標章を取り除かせることとしても、当該被処分者が命令を遵守すると見込まれる場合においては、当該被処分者自身に運転禁止標章を取り除かせることとしても差し支えない。

処分期間終了前に運転禁止標章が破損等され、また、取り除かれた場合は、法第75条第11項違反（罰則：法第121条第1項第9号 2万円以下の罰金又は科料）と

して積極的に捜査し、検挙の措置を講じること。

様式については、搭載省略